

平成 2 7 年度

グローバルサイエンスキャンパス

企画提案募集のご案内
[募集要項]

本募集は平成 2 7 年度政府予算の成立を前提としており、
予算の成立状況によっては実施スケジュール・実施内容等、
変更・調整が必要となる場合があることを予めご了承ください。



独立行政法人科学技術振興機構（JST）
理数学習推進部

平成 2 7 年 1 月

本募集要項は以下からダウンロードできます
<http://www.jst.go.jp/cpse/gsc/>

用語集.....	3
I. 趣旨	4
II. 募集の詳細	4
1. 募集・選定スケジュール.....	4
2. 実施機関（応募できる機関）	4
3. 実施期間（支援対象期間）	4
4. 企画の内容.....	4
III. 応募の詳細	10
1. 応募可能な期間	10
2. 応募者	10
3. 応募方法	10
4. 応募時の留意事項.....	10
IV. 選定について.....	12
1. 選定方法	12
2. 審査・手続きについて	12
3. 採択予定件数	12
V. 審査の観点	13
1. 必須要件	13
2. 推奨要件	16
3. 留意事項	17
VI. 実施上の留意事項等.....	17
1. 採択後の手続き・報告等.....	17
2. 採択された実施機関の責務等.....	19
3. その他	19
4. お問い合わせ先	21
（参考）支援対象となる経費	22
1. 直接経費	22
2. 一般管理費.....	23

用語集

企画	本事業趣旨に沿って実施機関が立案した計画であり、応募・実施の単位。募集、選抜、教育プログラム、評価、実施体制、予算等を含む。
教育プログラム	実施機関・共同機関が、企画の趣旨に則って受講生に提供する一連の才能育成教育計画であり、企画の構成要素。受講生全員に対する教育計画から個人育成を対象とした才能育成プランまで含む。
才能育成プラン	実施機関・共同機関が、個々の受講生の意欲・能力に応じて個別に提供する才能育成教育計画であり、教育プログラムの一構成要素。
取組	教育プログラムに則り実施する具体的な実施内容。
コンソーシアム	企画の円滑かつ効果的な実施のため、実施機関を中心に教育委員会やその他機関・法人等と構成する推進協議会。
実施機関	企画の実施主体として応募し、採択された大学。
共同機関	連携機関のうち、実施機関とともに企画を立案し、自らも都道府県教育委員会や政令指定都市教育委員会と連携して受講生を受け入れるなど、主体的に実施する大学。
連携機関	コンソーシアムに参画し、企画の実施にあたって実施機関に協力・連携する都道府県教育委員会や政令指定都市教育委員会、機関、法人等。
大学	学校教育法第1条に規定する大学。
受講生	企画に参加して教育プログラムの提供を受ける高校生等。
修了生	受講生のうち、教育プログラム内で選抜（二次選抜）され、より発展的な教育プログラムを受けて修了した者。
実施責任者	企画の立案・実施について、対外的に責任を負う実施機関長（学長・総長等）。
実施主担当者	実施機関において、企画を実施し実施機関内での責任を負う主担当者であり、実施機関に雇用されている者。
共同実施担当者	共同機関において、企画を実施し共同機関内での責任を負う主担当者であり、共同機関に雇用されている者。
実施担当者	実施機関または共同機関において、企画を実施する担当者であり、実施機関または共同機関に雇用されている者。
コーディネータ	実施担当者のうち、実施機関において、企画の立案や調整、実施等を実質的に行う中心的担当者。実施主担当者が兼ねることも可能。
サブコーディネータ	実施担当者のうち、実施機関または共同機関において、コーディネータを補佐して企画の立案や調整、実施等を行う担当者。共同機関においては共同実施担当者が兼ねることも可能。
事務補助員	実施機関または共同機関において、専ら企画の連絡・経理事務等を行う者。
推進委員会	有識者等から構成し、本事業について、1) 採択する企画の選定、2) 中間・事後評価、企画の改善を行うため、JST が設置する外部委員会であるグローバルサイエンスキャンパス推進委員会。

I. 趣旨

「グローバルサイエンスキャンパス」（以下、「本事業」という。）は、将来グローバルに活躍しうる次世代の傑出した科学技術人材を育成するため、地域で卓越した意欲・能力を有する生徒の幅広い発掘と選抜者の年間を通じた高度で実践的な育成を行い、将来有為な国際的科学技術人材として必要な能力を獲得させ、その意欲、能力をさらに伸ばしていくことを主眼としています。これに加え、本事業の中で開発された人材育成手法について、継続的な成果の把握、改善を通して有効性向上を図るとともに、広く普及させることで社会全体への効果の還元も目的としています。

II. 募集の詳細

1. 募集・選定スケジュール

企画の募集	平成27年1月16日 ～ 平成27年2月16日 正午（※厳守）
書類審査	平成27年2月中旬～3月上旬 ※上記期間内に結果を通知します。
面接審査	平成27年3月16日、17日 ※日付の指定はできません。
採択結果の 通知・公表	平成27年3月下旬

2. 実施機関（応募できる機関）

全国の国公立大学（短期大学を除く）

※1大学につき、応募は1件とします。

3. 実施期間（支援対象期間）

平成31年3月31日までの最大4年度間

※最大4年度間とし、年度ごとに単年度契約を締結します。

※外部の専門家により組織されるグローバルサイエンスキャンパス推進委員会（以下、「推進委員会」という。）による中間評価等における査定や各年度の JST 予算の成立状況により、実施期間が変更になる場合があります。

4. 企画の内容

（1）概要

大学が、将来グローバルに活躍しうる高度な科学的探究能力を有した生徒を育成するため、地域で卓越した意欲・能力を有する高校生等を募集・選抜し、選抜を通過した生徒（以下、

「受講生」という。)に対して高度で体系的な理数教育プログラムの開発・実施等を行います。実施にあたっては、大学を中心としたコンソーシアム（推進協議会）を組織し、地域を挙げて効率的・効果的に受講生の発掘・選抜等を行うこととします。

（２）対象

高等学校段階の生徒

※ただし、中学校段階の生徒においても、受講にあたって教育プログラムの改変や補習等を行う必要の無い極めて卓越した能力を有する場合は、対象として含めることも可能とします。したがって、中学校段階の生徒に対する補習等の経費の計上は認めません。

（３）受講生の人数と支援金額

受講生の人数規模が異なる下記の２プランのうち、いずれかを選択してください。

プラン種別	各年度における新規受講生数	支援金額の上限
プランＳ（大規模型）	１３０名程度／年	６５百万円／年
プランＡ（標準型）	６０名程度／年	３５百万円／年

※支援金額には、一般管理費を含めます。詳しくは、「（参考）支援対象となる経費」をご覧ください。

※推進委員会による採択審査・中間評価等における査定や各年度のＪＳＴ予算の成立状況により、各年度の支援可否および支援金額が決定されます。

※各年度における支援金額は、実施内容に応じて増減させて提案することが可能ですが、上記の上限を超えることはできません。

（４）企画の構成要素と要件

企画の主な構成要素は、「（ｉ）受講生の募集・一次選抜、（ｉｉ）教育プログラム、（ｉｉｉ）受講生の評価、（ｉｖ）二次選抜、（ｖ）成果の把握と効果検証、（ｖｉ）開発された手法の普及、（ｖｉｉ）実施体制」となります。各構成要素の内容と要件は下記の通りです。この内容・要件を具体的に詳述した審査内容を「V. 審査の観点」に記載していますので、企画立案にあたっては必ず参照してください。

（ｉ）受講生の募集・一次選抜

教育プログラムの受講生の募集、卓越した意欲・能力を有する生徒の発掘を広く行う、以下の内容を満たす受講生募集と、応募者の中からの受講生選抜（以下、「一次選抜」という）を行ってください。

（ア）すべての応募者を、応募方法（公募への応募、教育委員会からの推薦等）、所属、性別等において、分け隔てなく扱い選抜すること。

- (イ) コンソーシアムに参画する都道府県教育委員会や政令指定都市教育委員会等と連携し、当該地域全域において募集が効果的に周知・実施される仕組みを構築すること。なお、公募は必ず実施し、地域内外の生徒に広く機会を付与すること。
- (ウ) 4年間の企画実施において、各年度に初年度と同等規模の新規募集・一次選抜枠を確保すること。
- (エ) 選抜においては、目標とする人材像を育成するために求められる能力や資質を評価する明確な基準を有していること。
- (オ) 募集時（または一次選抜後）に、受講生の意欲・能力等の調査を実施し、受講生の個々の特性把握、対応に役だてること。

(ii) 教育プログラム

「国際的に活躍する次世代の傑出した科学技術人材」に必要な能力を伸ばすため、以下の要件を満たす高度で体系的な教育プログラムを立案してください。なお、各要件について、特に記載の無い場合は、対象をすべての受講生とすることが必要です。

- (ア) 「国際的に活躍する次世代の傑出した科学技術人材」となるために必要となる育てたい能力や資質について具体的な育成目標を設定すること。
- (イ) 育てたい能力や資質育成の目標達成を目指した体系的な教育プログラムであること。
- (ウ) 多角的な視野を有する傑出した人材を育成するための具体的な施策や展望を有していること。
- (エ) 興味関心・意欲・能力の多様な受講生に対応できるような教育プログラムであること。
- (オ) 年間または複数年を通じた継続的な教育プログラムであること。
- (カ) 教育プログラムの主な構成要素として、全部または一部の受講生に対して、「個に応じた」才能育成プランを設定すること。
- (キ) すべての受講生に対して国際性を付与するための取組を実施するとともに、全部または一部の受講生に対して海外研修などを通して国際的科学技術人材として必要な能力を実践的に獲得させること。
- (ク) 学術研究団体での受講生による研究発表や科学技術競技会等への出場を活躍・研鑽の場の一つとして位置づけること。
- (ケ) 「科学技術に関係する職業」に対する受講生の進路意識を醸成する工夫が含まれていること。
- (コ) 高等学校の教育課程の水準を超えた高度な教育プログラムであること。

(iii) 受講生の評価

以下の要件を満たす、効果的・効率的な受講生の育成を目的とした、受講生の評価と評価結果の活用を行ってください。

- (ア) 教育プログラムによる受講生の育成度を評価する具体的かつ明確な方法と項目を設定し、適切な頻度で実施すること。

- (イ) 評価結果を受講生に対して明示的にフィードバックするとともに、顕在化した問題点のフォローアップや優れた能力の伸長について才能育成プランに反映すること。
- (ウ) 評価結果を教育プログラムの改善に反映させること。

(iv) 二次選抜

特に傑出した人材を輩出するべく、一次選抜によって決定した受講生に対する教育プログラム開始後において、重点的に育成を行う受講生を選抜する、以下の要件を満たす仕組み(以下、「二次選抜」という)を設けてください。なお、複数回の二次選抜を行って受講生を絞り込んでいくことも可能です。

- (ア) 国際的に活躍する次世代の傑出した科学技術人材を育成する観点で、特に適切な選抜基準と選抜方法を設定すること。
- (イ) 「(iii) 受講生の評価」と適切にリンクしていること。

(v) 成果の把握と効果検証

企画の有効性を計る観点から、以下の要件を満たす仕組みを設け効果を検証してください。

- (ア) 教育プログラム実施中の受講生のみならず、少なくとも修了生においても成果、動向を把握すること。(実施機関終了後も、継続して成果・動向の把握を行うことが望ましい。)
- (イ) 講座開始後も、受講生の意欲・能力等調査を適宜実施し、開始時からの伸長度を把握すること。

(vi) 開発された手法の普及

募集・選抜・評価手法や教育プログラムの開発と実践を通して、それらのノウハウを分野別または多分野横断的に顕在化、構築、形式知化しつつ進めることを推奨します。また、開発後は実施機関や連携機関内に限定せず、社会全体への科学技術関係人材の育成という利益の還元のため、他機関・地域への波及や情報共有等、開発手法の普及を図るようにしてください。

(vii) 実施体制

教育プログラムの開発・実施や受講生の募集・選抜等、上記(i)～(vi)までの内容を効果的に実施するための適切な実施体制を整備してください。

(ア) 実施機関の体制

実施主体として、企画の立案、調整、実施を行い、また教育プログラムの実施に対応できるような体制を学内で整備してください。特に、複数の学部が連携するなどの全学的な体制を強く推奨します。

(イ) コンソーシアムの構築

地域を挙げた国際的科学技術人材の育成を目指し、下記要件を満たす地域の才能育成拠点となる推進協議会（コンソーシアム）を構築してください。

- a. コンソーシアムには、都道府県教育委員会や政令指定都市教育委員会の参画を必須とします。また、他大学や研究機関、民間企業等の実施機関以外の機関（以下、「連携機関」という。）のコンソーシアムへの参画も強く推奨します。
- b. 実施機関は、コンソーシアムに参画する教育委員会の所管地域（都道府県教育委員会にあっては都道府県、市区町村教育委員会にあっては市区町村）内に所在するすべての高等学校段階（スーパーサイエンスハイスクール指定校をはじめとする国公立高等学校、中等教育学校）の生徒に広く周知できるような仕組みを構築してください。
- c. コンソーシアム内における企画の立案や調整、実施等を行う中心的担当者として、実施機関にコーディネータを設置してください。なお、実施主担当者がコーディネータを兼ねることも可能ですが、実施主担当者に対して人件費を支出することができません。
- d. コーディネータを補佐する者として、必要に応じてサブコーディネータや事務補助員を置くこともできます。なお、共同実施担当者がサブコーディネータを兼ねることも可能ですが、共同実施担当者に人件費を支出することはできません。

(ウ) 共同機関

下記のすべての要件を満たす場合、連携機関のうち大学については、共同機関としてJSTと直接契約を結び経費を執行することができます。

- a. 実施機関が応募・実施にかかる責任を一義的に負うこと。
- b. 実施機関と共同機関が、企画立案から実施まで一貫した連携のもとに行うこと。
- c. 自らも都道府県教育委員会や政令指定都市教育委員会と連携して受講生を受け入れること。
- d. 実施機関と共同機関が連携して行わなければ達成されない効果的な教育プログラムを含むなど、企画に相乗効果が認められること。
- e. 採択後の契約にあたり、企画全体を包括する全体計画と、すべての実施機関・共同機関が個別に実施する個別計画を作成すること。

5. 【補足】4年間の開発・実施のステップ（例）

各年度の企画内容例を、以下に示します。この内容例の全体または一部をそのまま採用することも構いませんが、実施機関での類似の実績があればそれを踏まえることや、専門分野の特性等も踏まえて、実施機関で独自の考慮を加えることが極めて望まれます。

初年度	・都道府県教育委員会等とのコンソーシアムの設置 ・卓越した意欲・能力を有する生徒の募集、選抜基準・方法に関する仮説の実施と検証 ・多様な能力・資質に応じた教育プログラム（海外派遣・海外留学、才能育成プラン等）の仮説の実施と検証 ・受講生の評価基準・方法の仮説の実施と検証 ・重点的に育成を行う受講生の選抜基準、選抜方法の仮説の実施と検証 ・海外理系先進地域の取組の調査 など
第2年度	・コンソーシアムの機能強化、改善・拡充の実施 ・初年度の取組結果を活かした教育プログラム全体の改善・拡充 ・受講生評価および評価結果を反映したフォロー指導の確立 ・海外理系先進地域の取組の調査結果の反映の検討 ・募集選抜、育成、評価等の各種ノウハウの形式知化（顕在化）など
第3年度	・全教育プログラムの開発終了と全面実施 ・成果の把握と一次検証（初回追跡調査等） ・最終的な事業目標の達成に向けた課題の設定と課題解決策の計画化 ・成果の社会的伝播・普及 など
第4年度	・教育プログラムの継続実施 ・実施期間終了後の継続体制の構築 ・成果の把握と検証 ・成果の社会的伝播・普及方策の実施 など

Ⅲ. 応募の詳細

1. 応募可能な期間

「Ⅱ. 1. 募集・選定スケジュール」を参照してください。

2. 応募者

実施責任者（実施機関の長である学長、総長など）とします。

3. 応募方法

応募の際は、以下の Web から提案書をダウンロードし、必要事項を入力してください。募集内容の詳細や評価の観点等、応募に必要な情報は、「Ⅱ. 募集の詳細」をご覧ください。

○本事業 Web

<http://www.jst.go.jp/cpse/gsc/>

※作成した提案書は、電子メールに添付し、次の提出先まで提出してください。

○提出先メールアドレス gsc [AT] jst.go.jp

※上記の" [AT] "を"@"に置き換えてご利用ください。

電子メールの受信後 2 営業日以内に JST から受理確認メールを送付します。（募集最終日は当日 18 時までには送付します。）この受理確認メールをもって応募完了とします。受理確認メールが届かない場合は、「Ⅵ. 4. お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。

4. 応募時の留意事項

(1) 実施主担当者および共同実施担当者は、実施機関において研究倫理に関する教育プログラム等（CITI の e ラーニングプログラム等）を受講し、募集期間中または応募書類提出後 1 ヶ月以内に、別途指定する様式の誓約書、又は、e ラーニング等の場合は受講修了書を提出して下さい。募集開始より前に所属機関で研究倫理講習または CITI を受講している場合は、それをもって誓約書等を提出して下さい。提出がない場合は、要件不備と見なし、以後の審査を行いませんのでご注意下さい。所属機関での受講が困難な場合は速やかに JST に相談下さい。

なお、実施主担当者および共同実施担当者は、本事業において生徒等が研究を実施する際、指導者や生徒本人に対して研究倫理を周知徹底する必要があります。また、実施期間中に実施主担当者や共同実施担当者に変更となる場合は、交代後においても、応募時と同等の義務（同等の教育プログラム等の受講と必要書類の提出）が発生します。

(2) 企画の全部または一部が、他の補助金等による支援を受けている場合は、本事業に応募することはできません。そのため、応募にあたっては、既存事業と十分に区別した形で応募してください。

(3) 応募内容が「Ⅱ. 募集の詳細」に合致していない場合や提案書の記載内容が指示に従っ

ていない場合、虚偽の内容が記載されていた場合等は、当該応募を審査の対象外とすることがあります。また、採択後にこれらが発覚した場合には、採択の取り消しや実施の中止、経費の返還などを含めた必要な措置を講じることがありますので、ご注意ください。

(4) 一部経費が審査時に承認されなかった場合においては、減額条件を付して採択する場合があります。また、プランSに応募し不採択となった場合、推進委員会が査定・指示する実施内容・規模で行うことを条件に、プランAで採択する場合があります。

(5) 本募集は平成27年度政府予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては実施スケジュール・実施内容等、変更・調整が必要となる場合があります。あらかじめご了承ください。

IV. 選定について

選定スケジュールについては、「Ⅱ. 1. 募集・選定スケジュール」を参照してください。

1. 選定方法

推進委員会が書面審査・面接審査の2段階で審査を行います。この審査結果を踏まえ、JSTが採択する機関を選定します。

2. 審査・手続きについて

(1) 書面審査の実施

提出された提案書をもとに、推進委員会が審査を行います。なお、書面審査にあたり、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 書面審査結果の通知

書面審査の結果、面接審査の対象となった企画については、面接審査の要領、日程、場所（東京都または埼玉県）、追加で提出を求める資料等を実施責任者宛に通知します。

(3) 面接審査の実施

面接審査においては、実施機関の代表者（最大3名程度）より推進委員会に対し、企画のご説明をしていただきます。各提案の面接時間は30分程度となります。面接審査に欠席した場合は、応募の辞退と見なしますので、ご注意ください。

(4) 面接審査結果の通知・公表

面接審査の結果は、採否にかかわらず、応募機関の実施責任者宛に文書で通知します。また、採択となった実施機関については、本事業 Web 等で公表します。

3. 採択予定件数

採択予定件数は、プランSを1件程度、プランAを4件程度とします。ただし、応募数や企画の実施内容、規模により変動する場合があります。

V. 審査の観点

審査は、提案において、「Ⅱ. 4. 企画の内容」に記載された事業要件がすべて考慮され、実行性かつ実効性ある計画としてどのように具現化できているかをみるものとなります。審査の観点は以下の通りです。

1. 必須要件

(1) 目的・目標が本事業趣旨に合致し、かつ具体的であるか。

- ☐ ・企画を行う目的・実現したい目標・背景となる問題意識が具体的に示されているか。
- ☐ ・受け入れる生徒の人材像と育てたい人材像は明確であるか。
- ☐ ・育てたい人材像に求められる能力や資質が、具体的かつ適切に定義され、目標として設定されているか。
- ☐ ・年度毎の達成目標が具体的に示されているか。

(2) 受講生の募集・一次選抜の計画が、合目的かつ合理的であるか。

- ☐ ・募集人数が具体的に設定されているか（選抜において、「Ⅱ. 4. (3) 受講生の人数と支援金額」で示した募集規模をクリアしていることは前提）。
- ☐ ・多くの応募者から受講生を選抜する計画となっているか。応募者数も目標化されているか。
- ☐ ・応募者の中から受講生を選抜する際、適切な選抜基準が設定されているか。選抜方法は妥当なものか。（選抜基準による判定を経ない応募者の受け入れは不可とする。）
- ☐ ・理系の卓越した意欲・能力を有する生徒が募集できる計画となっているか（単なる理科好きの生徒が対象となっていないか）
- ☐ ・都道府県教育委員会や政令指定都市教育委員会と連携し、当該地域全域において、募集が効果的に周知・実施される仕組みとなっているか。
- ☐ ・公募を実施し、地域内外の生徒に広く機会を付与しているか。
- ☐ ・第2年度目以降各年度においても、初年度と同等な規模の新規募集を行う計画となっているか。
- ☐ ・募集時（または一次選抜後）に、受講生の意欲・能力等の調査を実施し、受講生の個々の特性把握、対応に役立てる計画となっているか。

(3) 受講生の育成計画は、合目的かつ合理的であるか。

- ☐ ・具体的な取組内容が、育成目標とする能力・資質に適切に結びついた教育プログラムとなっているか（個々の取組の目的が明確であること）。
- ☐ ・特定の分野やテーマに偏ることなく、多角的な視野を有する傑出した人材に受講生を育てる教育プログラムとなっているか（特定の分野を入り口とすること自体は排除されないが、その場合でも、多角的な視野を有する人材に育成していくための具体的な施策や展望を有していること）。
- ☐ ・多くの受講生、したがって必然的に多様な受講生を対象とすることに対する方針を有しており、それが具現化された教育プログラムとなっているか（多様性への対応）。

- ・スポット的な活動の寄せ集めではなく、受講生にとって年間または複数年を通した継続的な教育プログラムとなっているか。
- ・育成目標に照らして、大学等での教育・研究施設での活動や自宅等での活動を含めて、妥当な活動量（回数）を確保しているか。
- ・受講生の科学的探究能力を最大限伸ばしていく観点から、講義・演習等を共通的に実施するのみならず、個に応じた才能育成の施策（個への対応）を有するものであるか。
（段階的な育成ステップを受講生全員に画一的に運用するだけのプログラムは、「個への対応」プランとしては十分ではなく、目標とすべき人材像を育成していく観点から、それぞれの受講生の才能を伸ばすための個別的な施策を有することが必要。）
- ・将来国際的に傑出した科学技術人材を育成することを目指す観点から、国際性の実質的・効果的付与に関する考え方・方針が明示され、それを踏まえた教育プログラムとなっているか。
- ・海外研修のプログラムは、スーパーサイエンスハイスクール指定校等の多くで既に実施されている海外研修の取り組みの実情を踏まえて、さらに高い内容と水準を目指したものとなっているか。（単なる科学体験・生徒交流のみを目的とした研修等は不可。）
- ・海外研修の参加者に対して、そこでの科学的な体験や得た成果を積極的に報告させ、関係者で共有したり対外的に発信したりするような取組が組み込まれているか。
- ・海外研修を実施する場合、実施することによる達成目標・達成基準が明確になっているか。
- ・海外研修対象者のみならず、すべての受講生に対して、何らかの国際性を付与する教育プログラムとなっているか。またその達成目標は妥当なものか。
- ・国際的な学術研究団体での受講生による研究発表や、学術専門誌への受講生の英語での論文発表を奨励し、積極的にその実現を目指した教育プログラムとなっているか（対外的・国際的研究発表の目標化）。
- ・科学技術系競技会（教科系オリンピック、課題研究系コンテスト等）や科学の甲子園への参加が教育プログラムの中で積極的に位置づけられているか（国内外の科学技術系コンテストへの参加の目標化）。
- ・受講生の理系の進路意識を醸成する取組が、教育プログラムにおいて位置づけられ計画されているか。
- ・高等学校の教育課程の水準を超えた高度な教育プログラムとなっているか（学校教育の補完程度の水準にとどまっているプログラムは不可）。
- ・教育プログラムによる人材育成の達成目標（支援期間の各年度の中間目標と支援期間終了時の最終達成目標）が、（複数のコースやステップを設定する場合は、コースごと、ステップごとに）具体的に設定されており、かつ妥当なものか。

（４）受講生の評価は、合目的かつ合理的であるか。

- ・受講生の達成水準を評価する観点および基準と方法、評価実施のタイミングが具体的に設定・計画されており、かつ妥当なものか。
- ・上記の項目において、とくに国際的な活動の成果を評価する観点と方法は妥当なものか。

か。

- ☐ ・評価の結果を受講生のフォロー指導に活かし、受講生に望ましい活動を促す計画となっているか。
- ☐ ・受講生の研究活動の成果を論文にする場合、適切な評価基準と評価方法を設定しているか。

(5) 二次選抜は、合目的かつ合理的であるか。

- ☐ ・教育プログラムの実施において受講生の中から、次のステップやコースに進む受講生の選抜（海外研修参加者の選抜の場合を含む）を行う際、適切な選抜基準が設定されているか。選抜方法は妥当なものか。（選抜基準による判定を経ない希望者の受け入れは不可とする。）
- ☐ ・二次選抜を通過しなかった受講生に対して、一次選抜者の育成目標を達成していく観点等から、適切な指導・ケアを行うものであるか。（ただし、二次選抜の通過者と同様に教育プログラムの継続的な実施を課すものではない。）

(6) 成果の把握と効果検証が具体的に計画されているか。

- ☐ ・企画の中長期的な成果を把握するため、修了生との関係性の維持に関する内容が計画されているか。
- ☐ ・少なくとも実施期間内において、教育プログラムの修了生に対する状況把握を行い取組の効果検証を実施し、教育プログラムの改善に活かす計画となっているか。
- ☐ ・講座開始後も、受講生の意欲・能力等調査を適宜実施し、開始時からの伸長度の把握、効果検証に役立てているか。

(7) 開発された手法の他機関や社会への波及効果を考慮しているか。

- ☐ ・本事業の成果を、当該実施機関・連携機関の利益に限定せず、社会全体の科学技術人材の育成という利益に還元することを目指すものであるか。
- ☐ ・本事業で開発された手法や企画の成果等を対外的に広く発信するものであるか。

(8) 実施体制は、将来グローバルに活躍しうる高度な科学的探究能力を有した生徒の育成を目指すに相応しい体制であるか。

- ☐ ・一部の学部・組織ではなく、全学的な教育・研究資源を活用し、大学全体として次代を担う卓越した科学技術人材の育成をめざす体制となっているか。各学部・組織がばらばらに動くような縦割りの企画ではなく、全学的な協力体制のもとで、企画に参画する学部・組織の有機的で統一的な、かつ機動的な企画となるものであるか。受講生の大規模な受け入れを可能とする体制となっているか。
- ☐ ・地域の才能育成拠点（コンソーシアム）の構築が具体的に計画され、円滑で効果的な運用が期待できるものであるか。（コンソーシアムの目的・機能が明確であり、構成メンバーの役割が具体的に決められているか。高校や地域の人材育成のニーズが反映されやすく適切に調整を図ることが可能な体制であるか。）

- ☐・少なくとも 1 つの都道府県教育委員会や政令指定都市教育委員会との連携を行うものであるか。

(9) 支援終了後の独自企画としての継続性を考慮しているか。

(10) 経費の効率的で適切な執行が図られるなど、費用対効果の高い計画となっているか。

- ☐・プログラムの企画・運営に関する要員の配置が適切に行われ、それに応じた費用が適切に計上されているか。他の業務にも従事する要員については、費用の按分が正しく考慮されているか。
- ☐・実験設備・機器類のうち、本来大学所有分の資産の使用が望まれるものまで、購入費用計上の対象とされていないか。
- ☐・海外派遣費用や国内の旅費交通費は、活動内容に即して適切に計上されているか。

(11) 安全・衛生管理や研究の生命倫理の遵守が配慮された計画となっているか。

2. 推奨要件

「1. 必須要件」に加え、次のような要件を満たす企画については、審査において高く評価します。

- ・企画（受講生の募集・選抜・育成・評価）やその結果・成果と、受講生の大学進学後以降の活動・成果等との関係に係る仮説構築や、それをもとにした高校生段階でのより効果的な教育プログラム立案等を目的とした調査研究を行うなど、本事業の趣旨に沿ったより発展的な内容が含まれること。
- ・理科教育先進校（スーパーサイエンスハイスクール指定校等）における理科課題研究や、科学部活動等の成果発表を生かした受講生の募集・選抜の方法を工夫し、高等学校における活動を通して醸成された能力を更に伸ばす、実現可能な企画となっていること。
- ・海外理系先進地域の才能育成の手法に関して調査し、教育プログラムに生かす計画となっていること。また、海外理系先進地域の大学・公的研究機関・民間企業との継続的な協力関係を構築し、海外研修プログラムの継続的な内容の充実・発展が期待できるものであること。
- ・海外の大学・研究機関の研究者や学生と受講生との共同研究や共同プロジェクトに取り組む計画となっていること。
- ・支援期間終了後以降においても相当期間にわたって修了生の追跡調査を行い、企画の効果検証を実施する計画であること。
- ・将来国際的に活躍しうる傑出した人材育成のための分野別の才能育成ノウハウや多分野横断的な才能育成ノウハウの顕在化、構築、形式知化の実現が期待できる計画であること。

○・コンソーシアムにおいて、複数の教育委員会と連携したり、また教育委員会や学校のみならず、公的研究機関や民間企業、NPO 等から幅広く参画を得て、地域の教育資源を糾合した取組とすることにより、より高い成果が期待されること。

○・JST の経費負担分に加えて自己資金を投入するなどにより、より安定した体制で、質・量ともにより充実した取組が期待できること。

3. 留意事項

本事業は、傑出した人材育成を目的としているため、多くの卓越した意欲・能力を有する生徒を対象に幅広く募集・選抜を行い、また育成の機会を与える必要があります。そのため、審査にあたっては、実施機関の地域配置等についても考慮することがあります。

VI. 実施上の留意事項等

1. 採択後の手続き・報告等

(1) 計画の策定

採択決定後、企画の具体的な計画内容（全体計画、年間計画、経費等）を記載した業務計画書を実施機関（共同機関を置く場合は、加えて共同機関）に作成していただきます。業務計画書は JST の承認をもって確定とします。なお、合理的な事情により企画開始後に年間計画等を修正する場合には、事前の調整や手続き等が必要になりますので、計画の策定にあたっては十分留意してください。

(2) 実施協定の締結

業務計画書の確定後、JST は実施機関、共同機関とそれぞれ実施協定（契約）を締結します。実施協定には、本事業の実施にあたっての合意事項を定めており、締結日より企画の開始（経費の執行を含む）が可能となります。

(3) 報告書等の提出

下記の報告書等について、別途指示する期日までに提出を行っていただきます。

(i) 企画の実施報告や効果検証結果等を記載した、毎年度末に提出する業務成果報告書

※JST は、業務成果報告書等をもとに、第4年度（最終年度）終了時に推進委員会による事後評価を行い、公表します。事後評価の主な観点は、「Ⅱ．4．（4）企画の構成要素と要件」に記載の要件等とします。

(ii) 第2年度後半に提出する中間報告書

※JST は、中間報告書等をもとに、第2年度末までに推進委員会による中間評価を行い、第3年度以降の実施に係る条件や努力目標を実施機関にフィードバックします。評価結

果によっては、第3年度以降の支援金額の増減や実施中止を指示する場合があります。

(iii) その他、JST が別途指示する報告書等

(4) 調査等の報告

本事業の成果、効果等を把握して今後に生かす観点から、実施機関における効果検証とは別に、JST が指定する項目にてアンケート調査を必ず実施していただきます。また、JST から実施機関に対し、実施期間中および終了後において、受講生および修了生の意識調査や成果、動向調査等を依頼することがあります。この調査の結果は、個人情報を除き公開することがありますので、受講生および関係者に対しては、この旨を周知して了解を得てください。

(5) 成果の公表・実施内容の紹介

受講生により研究成果が創出された際には、学術研究団体の研究大会における発表や学術論文誌への投稿等を通して公表に努めてください。なお、本事業の趣旨に沿い、外国語での公表であることが強く望まれます。また、Web や学内誌等において、積極的に実施内容の紹介を行ってください。

上記の公表・紹介の際には、本事業の一環である旨を必ず記載してください。

(6) 経費執行について

(i) 支援対象となる経費

支援対象となる経費は、企画の実施に直接的に必要な直接経費および一般管理費となります。詳細は、「(参考) 支援対象となる経費」をご参照ください。

(ii) 受講生の自己負担

自宅から実施機関、共同機関までの交通費を除き、受講生の自己負担は原則なしとしますが、下記を条件に実施経費の一部を受講生に負担させることができます。

(ア) 受講生を募集する段階で、自己負担の可能性について明示していること。

(イ) 個人の教材費等、個人消費・負担額が明確に切り分けられる場合の実費であること。

(受講生から納入業者に直接支払うなど、実施機関や連携機関が介在しない形態が極めて望ましい)

(ウ) 実施機関または連携機関の収入とする場合、個人負担が極めて望ましい経費であり、かつ各機関において金額の根拠となる規程が定められていること。

(7) その他

本事業の関係者間における情報交換、成果報告等を目的とした連絡協議会や、受講生間の切磋琢磨と情報交換を目的とした受講生研究発表会など、本事業に関係する各種イベントを開催することがあります。その際にご参加をお願いします。

2. 採択された実施機関の責務等

(1) 法令・実施協定等の遵守

企画の実施にあたっては、法令、実施協定等を遵守し、責任を持って適切に遂行してください。

(2) 受講生の個人情報の取扱い

受講生の個人情報の取扱いに関しては、本人の同意に基づかない目的外使用等が行われないうように厳格に管理してください。

(3) 知的財産等の取扱い

実施機関と連携機関の間で、知的財産に係る取扱いについて契約等により明確化しておくことが必要です。(例えば、受講生の企業等への派遣活動を実施した場合に、受講生が当該企業等において知り得た秘密等についての取扱いなどが想定されます。)

(4) 安全・衛生管理の徹底

すべての教育プログラムに係る安全・衛生について、実施機関または共同機関の規定を適用してください。なお、連携機関の規定が、実施機関の規定よりも厳しい場合に限り、連携機関の規定に則ることも可能です。

(5) 生命倫理の遵守

教育プログラムが下記の内容を含む場合は、いずれの場所で開催する場合においても、実施機関または共同機関が実施する研究と同等の活動とみなして、実施機関または共同機関の規定に則ってください。ただし、連携機関の規定が、実施機関の規定よりも厳しい場合に限り、連携機関の規定に則ることができます。

(i) 相手方の同意・協力を必要とする取組や個人情報の取り扱いに配慮を必要とする内容が含まれる場合(ヒト遺伝子等に関わる実験等)

(ii) 動物愛護に関わる内容が含まれる場合(哺乳類や爬虫類等の動物実験等)

(iii) その他、実施機関または共同機関における通常の研究活動等において、法令等に基づく手続きが必要な内容と同等の内容が含まれる場合(遺伝子組み換え生物等の使用・作成等)

3. その他

(1) 応募内容は、応募者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)その他の観点から、選定以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守します。詳しくは下記 Web を参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

(2) 採択された個々の企画に関する情報(採択機関名、企画名、実施責任者名、実施主担当者名、連絡先および予算額)については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されて

いる情報」であるものとします。また、本事業のために使用するとともに JST が推進する各種事業情報のご案内に使用させていただく場合があります。

(3) 本事業において、経費を他の用途に使用したり、JST から経費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究活動費を受給する等、本事業の趣旨に反する経費の不正な使用等が行われた場合には、当該企画に関して、中止、経費等の全部または一部の返還の措置を取ることがあります。また、経費の不正な使用等を行った実施主担当者等（共謀した者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した者等を含む）に対して、国または独立行政法人が運用する資金制度等への応募資格を制限する場合があります。

(4) 大学等の研究機関は、本事業における研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められます。また、経費の配分を受ける大学等の研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき実施することが求められます。

4. お問い合わせ先

募集に係るお問い合わせは、下記アドレスまでお願いします。

グローバルサイエンスキャンパス Web

<http://www.jst.go.jp/cpse/gsc/>

に最新の情報を掲載しますので、お問い合わせの前にご確認ください。

独立行政法人科学技術振興機構 理数学習推進部 教員支援グループ

〒332-0012 埼玉県川口市本町4丁目1番8号 川口センタービル

E-mail: gsc [AT] jst.go.jp

※上記の" [AT] "を"@"に置き換えてご利用ください。

※土日祝日を除きます。

(参考) 支援対象となる経費

1. 直接経費

直接経費は、「(1) 物品費、(2) 人件費・謝金、(3) 旅費、(4) その他」に分かれます。直接経費の執行にあたっては、下記に記載の本事業のルールに留意して、執行する実施機関または共同機関の規定に従ってください。

(1) 物品費

(i) 取得単価10万円(税込)未満の消耗品費を計上することができます。これを超える単価の設備・備品費については、専ら企画のために使用するものであり企画提案書において合理的な理由が詳述され、採択時において承認されたもののみ執行することができます。(第2年度目以降は、年度初めにJSTに提出する計画書に理由等が詳述され、JSTより承認されたものに限りします。)

(ii) 受講生が利用することを目的としたPC等(デスクトップ、ノートPC、タブレットPC、スマートフォン等情報機器全般)の購入・リースは、やむを得ない事情がある場合を除き、原則としてできません。企画においてPC等の利用を計画する場合は、受講生が所有するPC等を活用することを前提としてください。また、新たにシステムを構築する場合は、OSや機種に依存しない仕様としてください。

(2) 人件費・謝金

(i) コーディネータ1名と、サブコーディネータ、事務補助員を直接経費にて雇用できます。

(ii) 人件費の計上においては、企画にかかる業務を雇用期間を通して専任で行う場合を除き、企画にかかるエフォート率によって按分計上してください。

(iii) 企画に必要な業務に従事したことによる講演・研究協力等の作業対価としての謝金を計上できます。

(iv) 実施機関または共同機関に雇用されている者(人件費支出対象者を含む)に謝金を支払うことはできません。

(v) 直接経費に占める人件費の比率は3割を上限とします。

(3) 旅費

公共交通機関の利用を原則とします。

(i) 受講生

(ア) 企画に参加するための旅費

企画の実施のため、受講生が自宅または在学から実施場所へ移動するために必要な旅費については、原則として受講生の負担とします。

ただし、自宅または在学から企画の実施場所までの距離が片道50キロメートルを超える場合でかつ一定の条件を満たす場合は、実施機関側の判断により旅費の一部を計上することができます。詳細はFAQを参照してください。

なお、直接経費に占める「(ア) 企画に参加するための旅費」の比率は、2割を上限とします。

(イ) 企画の実施における旅費

フィールドワークや学会発表、海外研修および合宿研修等のため、通常の実施場所を離れて遠方に移動が必要な場合の旅費については、実施機関の判断において計上することができます。

(ii) 実施機関および連携機関の担当者や講師等

調査実施や活動実施に直接的に必要な内国旅行および外国旅行の旅費を計上することができます。また、海外の研究者を専ら企画のために招聘する場合は旅費・滞在費を計上することができます。

(iii) JST 開催の会議等への参加旅費

JST から出席を依頼する会議や行事へ参加するための旅費について計上することができます。平成27年度は、連絡協議会と受講生発表会をそれぞれ1回開催する予定です。

(4) その他

企画の実施に直接的に必要な経費を計上することができます。

【直接経費として計上できる例】

- ・ 企画の実施に必要な物品の借料（リース料、レンタル料）
- ・ 外部関係者が出席する会議開催のための借料、会議費等
- ・ 物品の運搬、郵送およびデータ送信等のための通信運搬費
- ・ データ分析、設備等の修理・調整、広報用 HP の開設等の雑役務費
（施設・設備に係る修理等については、一定の要件あり）
- ・ 受講生の傷害保険料、損害賠償責任保険料等
- ・ テキスト、広報用チラシの印刷製本費
- ・ 調査（試行結果）報告書の印刷製本費
- ・ 専ら企画のために使用する場所の借上経費

2. 一般管理費

直接経費の10%を上限として、支援総額内で計上できます。